

○在外職員給与規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第21号

一部改正	平成16年1月5日	平成15年度規程第83号
一部改正	平成16年4月1日	平成16年度規程第3号
一部改正	平成16年10月1日	平成16年度規程第34号
一部改正	平成17年4月1日	平成17年度規程第6号
一部改正	平成19年1月10日	平成18年度規程第16号
一部改正	平成19年2月28日	平成18年度規程第23号
一部改正	平成19年3月30日	平成18年度規程第54号
一部改正	平成20年3月27日	平成19年度規程第52号
一部改正	平成20年4月1日	平成20年度規程第1号
一部改正	平成20年7月1日	平成20年度規程第6号
一部改正	平成20年8月1日	平成20年度規程第15号
一部改正	平成20年9月30日	平成20年度規程第17号
一部改正	平成20年12月26日	平成20年度規程第33号
一部改正	平成21年3月31日	平成20年度規程第46号
一部改正	平成21年4月1日	平成21年度規程第1号
一部改正	平成21年12月1日	平成21年度規程第43号
一部改正	平成22年7月1日	平成22年度規程第28号
一部改正	平成22年9月1日	平成22年度規程第32号
一部改正	平成22年10月10日	平成22年度規程第37号
一部改正	平成22年12月1日	平成22年度規程第40号
一部改正	平成23年6月1日	平成23年度規程第3号
一部改正	平成23年10月1日	平成23年度規程第25号
一部改正	平成23年12月1日	平成23年度規程第33号
一部改正	平成24年1月1日	平成23年度規程第34号
一部改正	平成24年2月1日	平成23年度規程第37号
一部改正	平成24年6月1日	平成24年度規程第4号
一部改正	平成24年6月13日	平成24年度規程第9号
一部改正	平成24年10月1日	平成24年度規程第13号
一部改正	平成25年6月1日	平成25年度規程第1号
一部改正	平成25年6月14日	平成25年度規程第6号
一部改正	平成25年7月1日	平成25年度規程第13号
一部改正	平成25年8月1日	平成25年度規程第14号
一部改正	平成26年3月31日	平成25年度規程第42号
一部改正	平成26年6月30日	平成26年度規程第4号
一部改正	平成27年3月31日	平成26年度規程第64号
一部改正	平成27年4月30日	平成27年度規程第1号
一部改正	平成27年12月28日	平成27年度規程第16号
一部改正	平成28年2月29日	平成27年度規程第23号
一部改正	平成28年4月28日	平成28年度規程第3号
一部改正	平成28年8月30日	平成28年度規程第8号
一部改正	平成28年11月30日	平成28年度規程第14号

一部改正	平成29年 3 月 1 5 日	平成28年度規程第37号
一部改正	平成29年 4 月 1 4 日	平成29年度規程第 1 号
一部改正	平成30年 4 月 2 7 日	平成30年度規程第 1 号
一部改正	平成30年 8 月 3 1 日	平成30年度規程第 6 号
一部改正	平成30年 1 1 月 3 0 日	平成30年度規程第 8 号
一部改正	2019年 4 月 3 0 日	2019年度規程第 7 号
一部改正	2019年 1 1 月 3 0 日	2019年度規程第21号
一部改正	2020年 3 月 3 1 日	2019年度規程第31号
一部改正	2020年 4 月 3 0 日	2020年度規程第 3 号
一部改正	2021年 4 月 3 0 日	2021年度規程第 4 号
一部改正	2022年 4 月 3 0 日	2022年度規程第 3 号
一部改正	2022年 1 1 月 3 0 日	2022年度規程第42号
一部改正	2022年 1 2 月 3 1 日	2022年度規程第45号
一部改正	2023年 1 月 3 1 日	2022年度規程第46号
一部改正	2023年 4 月 3 0 日	2023年度規程第 3 号
一部改正	2024年 2 月 2 9 日	2023年度規程第35号
一部改正	2024年 4 月 3 0 日	2024年度規程第 1 号
一部改正	2025年 3 月 3 1 日	2024年度規程第70号
一部改正	2025年 4 月 1 6 日	2025年度規程第 6 号
一部改正	2025年 6 月 3 0 日	2025年度規程第11号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、職員給与規程（平成15年度規程第3号）第27条の規定により、日本国外で勤務する職員（以下「在外職員」という。）の給与等に関する事項について定めることを目的とする。

(給与等の種類)

第2条 在外職員に支給するものは、在外給与及び在勤手当とし、次の区分のとおりとする。

- 一 在外給与
 - 在勤俸給
 - 扶養手当
 - 賞与
- 二 在勤手当
 - 在勤加俸
 - 配偶者手当
 - 子女教育手当
 - 住居手当

2 在勤手当は、在外職員が海外において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとする。

第2章 在外給与

(在勤俸給の決定)

第3条 在勤俸給の号は、別表第1による。

- 2 在勤俸給の月額、別表第2による額を別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。
- 3 職務内容等により前2項の規定によりがたい場合には、別に定めることができるものとする。

（扶養手当）

第4条 扶養手当は、扶養親族を有する在外職員に対し、職員給与規程第13条の規定に基づき支給する。ただし、第9条に規定する配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に係る分については支給しない。

（賞与）

第5条 賞与は、年2回、6月1日及び12月1日（退職した職員にあっては、当該退職した日。以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する在外職員に対して、理事長が別に定める日に支給する。

- 2 一事業年度の業績評価等に応じた年間賞与は、翌年度の6月1日及び12月1日を基準日とする賞与により、必要な調整を行った上で支給する。
- 3 賞与の年額は、基準日における賞与基礎月額（次項により算出される額をいう。）に別に定める支給係数及び業績評価係数（一定期間における職員の業績評価に応じた係数をいう。）を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。
- 4 賞与基礎月額は、次の各号によって算定された額を合算した額とする。
 - 一 在勤加俸及び扶養手当を合算した額
 - 二 在勤加俸に別に定める職務の区分に応じた職務加算率を乗じて得た額
- 5 年度の途中で退職した職員の賞与は、別に定めるところにより支給する。

（給与等の支給日等）

第6条 給与等（賞与を除く。）は、毎月20日、その月額を支給する。ただし、この規程に別段の定めがある場合は、この限りではない。なお、支給日が就業規則（平成15年度規程第8号）第6条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

- 2 給与等は、外貨で支給する。ただし、理事長が特に必要と認める場合には、邦貨で支給することができる。
- 3 前項ただし書による支給を受けようとする者は、理事長に願い出るものとする。

（支給方法）

第7条 在勤俸給、扶養手当、在勤加俸、配偶者手当、子女教育手当及び住居手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

- 2 在勤俸給、扶養手当、在勤加俸、配偶者手当、子女教育手当及び住居手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数より日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（支給期間）

第7条の2 在勤俸給、在勤加俸及び住居手当は、在外職員が本邦から勤務地に到着した

日の翌日から、本邦に帰任するため勤務地を出発する日の前日まで（以下「在勤手当等の支給期間」）支給する。

- 2 在外職員の配偶者に係る扶養手当は、在外職員の配偶者が本邦から勤務地に到着した日まで支給し、在外職員の配偶者が帰国のためその地を出発する日から支給する。
- 3 配偶者手当は、在外職員の在勤手当等の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の勤務地に到着した日の翌日（在外職員の配偶者が当該在外職員の勤務地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、当該在外職員の在勤手当等の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。
- 4 子女教育手当は、在外職員の在勤手当等の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（第10条第1項に規定する年少子女をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該在外職員の勤務地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤手当等の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては、年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。
- 5 第7条第1項及び第2項並びに前項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費（第10条第2項第1号に規定する必要経費をいう。以下この項において同じ。）の前払をした場合において、当該在外職員が、理事長が別に定めるやむを得ない事情により帰国（出張のための帰国を除く。）又は新勤務地への転勤を命ぜられたときは、第10条各項に規定する当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間（1年を限度とする。）の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払した必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。
- 6 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。

第3章 在勤手当

（在勤加俸）

第8条 在勤加俸の月額、職員給与規程第3条に規定する俸給の月額の100分の80に相当する額とする。

（配偶者手当）

第9条 配偶者手当は、配偶者を勤務地に伴う在外職員に支給し、その月額は在勤俸給の100分の20に相当する額とする。

- 2 本邦に帰任した在外職員がやむを得ない事由により、理事長の許可を得て引き続き配偶者を旧勤務地に残留させる場合には、180日以内の期間においてその事由の存する間従前のおり配偶者手当を支給することができる。

(子女教育手当)

第10条 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給し、その月額、年少子女1人につき8千円を別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。

一 3歳以上18歳未満の子

二 18歳に達した子であつて、就学する学校（大学及びこれに準ずる学校を除く。）において18歳に達した日に所属する学年（18歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。）の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの

2 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地（以下この項及び第4項において「指定地」という。）に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女（5歳以上の年少子女であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当する教育施設において教育を受けるべきもの（5歳の年少子女にあつては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由がある場合に限る。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）が当該事務所の所在する指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき8千円に、次の各号に掲げる額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として理事長が別途定める額をいう。以下この項及び第4項において同じ。）を控除した額を加算した額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。

一 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（別に定める費目に係わるものに限る。以下この項及び第4項において「必要経費」という。）として理事長が当該職員の勤務する海外事務所の所在地において標準的であると認定する額

二 現に要する当該年少子女に係わる必要経費の額

3 前項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（理事長が別途指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合に該当しないときは、加算される額は、15万円を限度とする。

4 指定地に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女（6歳未満の年少子女（第2項の規定の適用を受ける者を除く。）又は6歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当する教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該海外事務所の所在する指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、8千円に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。この場合において、加算される額は、5万千円を限度とする。

(住居手当)

第11条 住居手当は、在外職員が居住している住宅の1か月に要する家賃の額（在外職員の居住している住宅が家具付きである場合には、その額の100分の90に相当する額）から当該家賃の額に別表第3の控除率欄に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。

ただし、別表第3に定める額（配偶者又は子（主として在外職員の収入によって生計を維持している者に限る。）を随伴しない在外職員にあってはその額の100分の80に相当する額）を限度とする。

- 2 本邦に帰任した在外職員がやむを得ない事由により、理事長の許可を得て引き続き配偶者を旧勤務地に残留させる場合には、180日以内の期間においてその事由の存する間従前のおり住居手当を支給することができる。
- 3 在外職員が赴任又は転勤のため新勤務地に到着した場合の住居手当は、旅費規程（平成15年度規程第24号）第26条に規定する着後滞在費に含まれる宿泊費に対応するものとして、10夜分を限度として現に宿泊した夜数を控除した日数をもって計算する。ただし、特別な理由により理事長が特に必要と認めた場合には、この限りではない。

第4章 給与等の特例

（出張及び休暇帰国等）

- 第12条** 在外職員が在勤俸給の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された場合において、勤務地を出発した日から勤務地に到着した日までの期間が60日を超えるときは（以下、当該期間のうち60日を超える部分を「超過期間」という。）、超過期間についての在勤俸給は支給しない。
- 2 在外職員が休暇帰国に際して配偶者及び年少子女を随伴する場合、超過期間についての配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。ただし、勤務地において大規模な騒乱や災害等（以下「大規模騒乱等」という。）が発生し、勤務地へ戻ることが困難な場合、理事長が認める期間についての子女教育手当は支給することができる。
 - 3 勤務地において大規模騒乱等が発生し、理事長の指示により配偶者及び年少子女をその地から一時退避させる場合、超過期間についての配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。ただし、理事長が認める期間についての子女教育手当は支給することができる。
 - 4 本邦に帰国した在外職員の年少子女が在外職員の勤務地又は勤務地及び本邦以外の地を出発した後、当該年少子女又は当該年少子女を伴って本邦に帰国した在外職員の心身の故障その他やむを得ない事情により60日以内にその地に帰着し得ないこととなったときで、子女教育手当を支給することが適当であると認める場合においては、第2項の規定にかかわらず、理事長が認める期間、子女教育手当を支給することができる。

（公租公課相当額等の支給）

- 第13条** 在外職員が勤務地において勤務に係る公租公課を課せられたときは、当該在外職員にその公租公課の額に相当する額を支給する。
- 2 在外職員が給与等の振込先の金融機関から給与等の送金に係る手数料を課せられたときは、当該在外職員に対し、その手数料に相当する額を支給することができる。

第5章 雑則

（雑則）

- 第14条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年1月5日平成15年度規程第83号）

- 1 この規程は、平成16年1月5日から施行し、平成15年8月1日から適用する。
- 2 海外において勤務する職員の平成15年8月分から12月分までの在勤俸給の月額については、その者に係る改正後の在勤俸給の月額がその者に係る改正前の在勤俸給の月額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤俸給の月額とする。

附 則（平成16年4月1日平成16年度規程第3号）
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日平成16年度規程第34号）
この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日平成17年度規程第6号）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月10日平成18年度規程第16号）
この規程は、平成19年1月10日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

- 附 則（平成19年2月28日平成18年度規程第23号）
- 1 この規程は、平成19年3月1日から施行し、平成18年8月1日から適用する。
 - 2 平成18年8月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に改正前の在外職員給与規程の規定により支払われた給与は、改正後の在外職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成19年3月30日平成18年度規程第54号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日平成19年度規程第52号）
この規程は、平成20年3月27日から施行し、この規程による改正後の在外職員給与規程別表第2の規定は、平成19年8月1日から適用する。

- 附 則（平成20年4月1日平成20年度規程第1号）
- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
 - 2 中華人民共和国に勤務する在外職員であって平成20年3月31日において、現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月1日平成20年度規程第6号）
この規程は、平成20年7月1日から施行し、この規程による改正後の在外職員給与規程別表第2中のワシントン、バンコク、北京、パリ及びジャカルタに係る規定は、平成20年4月1日から適用し、同表及び別表第3中のニューデリーに係る規定は平成20年7月1日から適用する。

附 則（平成20年8月1日平成20年度規程第15号）
この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日平成20年度規程第17号）
この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日平成20年度規程第33号）
この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日平成20年度規程第46号）
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日平成21年度規程第1号）
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日平成21年度規程第43号）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 職員給与規程別表第1の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給に基づき在勤俸給を受ける職員（以下「減額改定対象職員」という。）の平成21年12月に支給する賞与の額は、第5条の規定により算定される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき扶養手当及び在外加俸の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、在勤俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年7月1日平成22年度規程第28号）
この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年9月1日平成22年度規程第32号）
この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成22年10月10日平成22年度規程第37号）
この規程は、平成22年10月10日から施行する。

附 則（平成22年12月1日平成22年度規程第40号）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 職員給与規程別表第1の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給に基づき在勤俸給を受ける職員（以下「減額改定対象職員」という。）の平成21年12月に支給する賞与の額は、第5条の規定により算定される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員と

なった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において、減額改定対象職員が受けるべき扶養手当及び在外加俸の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、在勤俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間がある職員にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された賞与の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

附 則（平成 23 年 6 月 1 日平成 23 年度規程第 3 号）
この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 1 日平成 23 年度規程第 25 号）
この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 1 日平成 23 年度規程第 33 号）
この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 1 日平成 23 年度規程第 34 号）
この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行し、この規程による改正後の在外職員給与規程第 13 条の規定は、平成 23 年 10 月 15 日から適用する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日平成 23 年度規程第 37 号）
この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 1 日平成 24 年度規程第 4 号）
この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 24 年 6 月 13 日平成 24 年度規程第 9 号）
- この規程は、平成 24 年 6 月 13 日から施行し、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。
 - 平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、在外職員に対する第 8 条に基づく在勤加俸の支給に当たっては、在勤加俸から、在勤加俸に、当該在外職員に適用される次の表の左欄に掲げる等級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

等級	割合
2 等級以上	100 分の 9.77
3 等級	100 分の 7.77
4 等級～6 等級	100 分の 4.77

- 特例期間においては、この規程に基づき支給される賞与の支給に当たっては、賞与の額から、当該在外職員が受けるべき賞与の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 第 2 項及び前項の規定により計算した額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

- 5 職員給与規程別表第1の俸給表を平成24年4月1日から適用することにより生ずる差額の減額方法については別に定める。

附 則（平成24年10月1日平成24年度規程第13号）
この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年6月1日平成25年度規程第1号）
この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年6月14日平成25年度規程第6号）
この規程は、平成25年6月14日から施行する。

- 附 則（平成25年7月1日平成25年度規程第13号）
- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
 - 2 この規程による改正後の別表第2の在勤俸給表は、平成25年4月1日から適用する。ただし、平成25年4月1日から平成25年5月31日においては、別表第2の在勤俸給表中のニューデリー1号の「397,200」とあるのは、「426,800」とし、ニューデリー2号の「385,100」とあるのは、「411,900」とし、ニューデリー3号の「373,100」とあるのは、「397,000」とし、ニューデリー4号の「336,900」とあるのは、「352,200」とし、ニューデリー5号の「300,800」とあるのは、「307,400」とし、ニューデリー6号の「276,700」とあるのは、「277,600」とする。

附 則（平成25年8月1日平成25年度規程第14号）
この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日平成25年度規程第42号）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日平成26年度規程第4号）
この規程は、平成26年7月1日から施行する。

- 附 則（平成27年3月31日平成26年度規程第64号）
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成26年8月1日から適用する。
 - 2 職員給与規程附則（平成27年3月31日平成26年度規程第51号）に基づき経過措置として改正前の俸給表を適用されている者の第8条に規定する俸給の月額は、当該適用されている改正前の俸給表による俸給の月額を適用する。

附 則（平成27年4月30日平成27年度規程第1号）
この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日平成27年度規程第16号）
この規程は、平成28年1月1日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則（平成28年2月29日平成27年度規程第23号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成２８年４月２８日平成２８年度規程第３号）

この規程は、平成２８年５月１日から施行し、この規程による改正後の在外職員給与規程第１０条第４項の規定、別表第２中のバンコク、北京、パリ及びニューデリーに係る規定並びに別表第３中のカルフォルニア州サンタクララに係る規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成２８年８月３０日平成２８年度規程第８号）

この規程は、平成２８年９月１日から施行する。

附 則（平成２８年１１月３０日平成２８年度規程第１４号）

この規程は、平成２８年１２月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月１５日平成２８年度規程第３７号）

- １ この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第５条第２項の規定は、施行日以後に支給する賞与について適用し、同日前に支給した賞与については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年４月１４日平成２９年度規程第１号）

この規程は、平成２９年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の別表第２中のワシントン、カルフォルニア州サンタクララ（１号を除く）、北京及びパリに係る規定並びに別表第３中のワシントン及びカルフォルニア州サンタクララに係る規定については、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年４月２７日平成３０年度規程第１号）

この規程は、平成３０年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第１０条第３項及び別表第２中のワシントン、カルフォルニア州サンタクララ、バンコク、パリ及びニューデリーに係る規定については、平成３０年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年８月３１日平成３０年度規程第６号）

この規程は、平成３０年９月１日から施行する。ただし、この規程による別表第２中の北京に係る規定については、平成３０年８月１日から適用する。

附 則（平成３０年１１月３０日平成３０年度規程第８号）

この規程は、平成３０年１２月１日から施行する。

附 則（２０１９年４月３０日２０１９年度規程第７号）

この規程は、２０１９年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第１０条第４項、別表第２中のバンコク及び別表第３中のバンコク及びパリに係る規定については、２０１９年４月１日から適用する。

附 則（２０１９年１１月３０日２０１９年度規程第２１号）

この規程は、２０１９年１２月１日から施行する。

附 則（２０２０年３月３１日２０１９年度規程第３１号）

この規程は、２０２０年４月１日から施行する。

附 則（２０２０年４月３０日２０２０年度規程第３号）

この規程は、２０２０年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の別表第２中のバンコク及びパリに係る規定については、２０２０年４月１日から適用する。

附 則（２０２１年４月３０日２０２１年度規程第４号）

この規程は、２０２１年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第１０条第１項第１号及び別表第３中のカリフォルニア州サンタクララに係る規定については、２０２１年４月１日から適用する。

附 則（２０２２年４月３０日２０２２年度規程第３号）

この規程は、２０２２年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の別表第２中のワシントン、カリフォルニア州サンタクララ、バンコク及びニューデリーに係る規定並びに別表第３中のパリに係る規定については、２０２２年４月１日から適用する。

附 則（２０２２年１１月３０日２０２２年度規程第４２号）

この規程は、２０２２年１２月１日から施行し、２０２２年８月１日から適用する。

附 則（２０２２年１２月３１日２０２２年度規程第４５号）

- この規程は、２０２３年１月１日から施行し、次表については２０２２年４月１日から適用する。
- 次表に定める勤務地別に係る第３条第２項の月額は、２０２２年４月から７月までの月分については、別表第２の在勤俸給表の額にかかわらず、当該勤務地別につき次表に定める額とする。

勤務地別	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号
ワシントン	566,700	544,000	510,000	453,300	396,700	340,000	294,700
カリフォルニア州 サンタクララ	572,000	552,000	517,500	460,000	402,400	345,000	299,000
バンコク	450,500	432,500	405,500	360,400	315,400	270,400	234,300
北京	596,800	573,600	538,800	480,700	422,600	364,500	318,000
ニューデリー	502,700	486,000	461,200	419,700	378,300	336,800	303,600

附 則（２０２３年１月３１日２０２２年度規程第４６号）

この規程は、２０２３年２月１日から施行し、２０２３年１月１日から適用する。

附 則（２０２３年４月３０日２０２３年度規程第３号）

この規程は、２０２３年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第６条第１項、第７条の２第４項から第６項、第１０条第４項、第１２条第４項、別表第２中のバンコク、北京、パリ及びニューデリーに係る規定並びに別表第３については、２０２３年４月１日から適用する。

附 則（２０２４年２月２９日２０２３年度規程第３５号）

この規程は、２０２４年３月１日から施行し、２０２３年１１月１日から適用する。

附 則（２０２４年４月３０日２０２４年度規程第１号）

- この規程は、２０２４年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第３条第２項、第１０条各項（第３項を除く。）、別表第２並びに別表第３中のワシントン、カリフォルニア州サンタクララ、バンコク及びパリに係る規定については、２０２４年４月１日から適用する。
- 北京事務所に勤務する在外職員であって、２０２４年３月３１日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（２０２５年３月３１日２０２４年度規程第７０号）

この規程は、２０２５年４月１日から施行する。

附 則（２０２５年４月１６日２０２５年度規程第６号）

この規程は、２０２５年５月１日から施行し、２０２５年４月１日から適用する。

附 則（２０２５年６月３０日２０２５年度規程第１１号）

この規程は、２０２５年７月１日から施行する。

**別表第１
号俸表**

区分	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号
職員給与規程第３条の別表第１に定める等級及び号俸	１等級 １号俸以上の者	２等級 ５号俸以上の者	３等級 ２３号俸以上の者	４等級 ４１号俸以上の者	４等級 ２９号俸以上の者	４等級 １７号俸以上の者	５等級 ２１号俸以上の者

**別表第２
在勤俸給表
（単位：円）**

勤務地別	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号
ワシントン	730,800	701,600	657,800	584,700	511,600	438,500	380,000
カリフォルニア州 サンタクララ	762,000	731,900	686,100	609,900	533,600	457,400	396,400
バンコク	528,300	507,100	475,400	422,600	369,800	317,000	274,700
ジャカルタ	501,200	481,700	452,600	404,100	355,600	307,100	268,300
北京	655,100	629,500	591,200	527,200	463,300	399,500	348,400
パリ	598,300	574,300	538,400	478,600	418,800	359,000	311,100
ニューデリー	594,100	573,900	543,600	492,900	442,300	391,700	351,200

別表第 3
住居手当表

勤務地別	控除率	単位	1 号及 び 2 号	3 号	4 号	5 号及 び 6 号	7 号
ワシントン	10. 4%	アメリカ合衆国ドル	3, 426	3, 030	2, 635	2, 372	2, 372
カリフォルニア 州サンタクララ	8. 4%	アメリカ合衆国ドル	4, 272	3, 779	3, 286	2, 958	2, 629
バンコク	13. 1%	タイ・バツ	96, 515	85, 378	74, 242	66, 818	59, 394
ジャカルタ	10. 8%	アメリカ合衆国ドル	3, 310	2, 927	2, 546	2, 291	2, 291
北京	8. 3%	アメリカ合衆国ドル	4, 810	4, 313	3, 815	3, 318	2, 986
パリ	12. 4%	ユーロ	2, 659	2, 353	2, 046	1, 841	1, 637
ニューデリー	16. 9%	インドルピー	175, 624	155, 359	135, 095	121, 585	108, 076

備考

勤務地別は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号）別表に準拠して定めるものとする。